

Hong Kong Tax Alert

14 February 2018
2018 Issue No. 5

香港が給与所得税に対する二重課税控除を提案

2017年12月29日、香港特別行政区政府(以下「香港政府」)は、立法議会での更なる法案審議のための政府官報改正法案(内国歳入法(改正法案)(第6号)2017)(以下「改正法案第6号」)を公表しました。

改正法案第6号の主要な条項は、税源浸食と利益転移(BEPS)¹に関連していますが、当該法案には香港の給与所得税の改訂、とりわけ、内国歳入法(以下「IROJ」)のセクション8(1A)(c)に基づく二重課税控除に対する改訂も含まれています。

IROJのセクション8(1A)(c)への改訂により、香港課税所得に対する所得控除の対象となるのは、香港と二重課税防止条約を締結していない国や地域(二重課税防止条約の未締結国)での労務による所得に限られることとなります。

DTA締結国に関しては、今後の香港での二重課税控除は、同セクション8(1A)(c)に基づく所得控除請求によって行うことはできなくなります。その代わりに、二重課税協定(DTA)に基づく税額控除の請求で行われなければなりません。

1. 弊事務所は2018年1月2日、BEPSに関する条項を要約したアラートを別途に発行しました。

背景

現在、香港での雇用による収入の全額は、基本的に、IROのセクション8(1)により香港で課税されます。一方で、当該従業員は、同セクション8(1A)(c)に基づき、香港外で課税対象となった香港外での労務による所得を収入から控除することができ、これによって、当該所得に対する香港での二重課税を回避します。

改正法案第6号での改訂

IROのセクション8(1A)(c)への改訂により、香港と二重課税防止条約を締結していない国や地域での労務による所得のみが、香港課税所得に対する所得控除の対象となります。

DTA締結国に関して、今後の香港での二重課税控除は、同セクション8(1A)(c)に基づく所得控除請求によって行なうことはできなくなります。その代わりに、二重課税協定(DTA)に基づく税額控除の請求で行われなければなりません。

また、納税者はDTAや諸外国・地域の現地の法規制に基づき、税額控除申請前に外国税額を最小限にするその他の利用可能な措置を取る必要があります。外国税額調整における税額控除が過度に行われる可能性のある場合には、納税者は香港内国歳入局に通知することが義務付けられています。

EYによる所見

香港の現行法では、セクション8(1A)(c)は、香港外での労務提供の有無にかかわらず、香港での二重課税を回避するための手段を規定しています。一方、この改訂では、セクション8(1A)(c)が、DTA締結国での労務提供による所得に対して適用されなくなり、二重課税の控除について、DTAに基づくよりも複雑な税額控除の請求手続きをしなければならなくなります。ただし、当該個人は、関連のDTAの下で香港居住者であることが前提です。税額控除を受けるために、外国税額を最小限にするすべての措置を講ずるという要件も、納税者に負担をかけることになります。

さらに、当該改訂は、特定の状況に影響を与えることがあります。例えば：

- ▶ 香港居住者は同課税年度において、DTA非締結国でもDTA締結国でも労務を提供していた場合、DTA非締結国における外国納税に対して、所得控除の請求を提出し、DTA締結国における外国納税に対しては、税額控除の請求を別途提出する必要があるかもしれません。
- ▶ 従来は基本的に、単に香港の現行法の適用によって二重課税を回避できましたが、今後は、二重課税回避のためにどの手段を利用すべきかより多くの検討を要することになります。

改正法案第6号は、立法議会で更なる法案審議の対象となり、当該法案が成立するまでには数ヶ月以上かかることが予想されます。いずれにしても、雇用者は、当該改訂を把握し、人材採用プログラムや雇用コストに与えそうな影響を評価する必要があります。

Hong Kong office
Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

Principal tax contact, Ernst & Young Tax Services Limited

Tracy Ho
+852 2846 9065
tracy.ho@hk.ey.com

People Advisory Services contacts

Ami Cheung +852 2629 3286 ami-km.cheung@hk.ey.com	Tyrone Chan +852 2629 3667 tyrone.chan@hk.ey.com
Robin Choi +852 2629 3813 robin.choi@hk.ey.com	Christina Li +852 2629 3664 christina.li@hk.ey.com
Jeff Tang +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com	Winnie Walker +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com
Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com	Alex Wong +852 2629 3982 alex-ck.wong@hk.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2018 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

APAC No. 03006229
ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china

Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

